

4-5-2 保存管理基準

国指定史跡 本證寺境内 保存管理基準

2022年計画：平成34年度までの整備計画。
2063年構想：三河一向一揆発生500年の2063年を目標にした整備構想。

名称(指定状況)	本證寺周辺エリア			農地エリア	住宅地エリア(県道より東と本證寺の南)					外堀の外 (公園整備予定地区)	外堀の外 (旧本證寺領周辺)	
	A-1(指定済)	A-2(指定済)	A-3(指定済)	A-4(指定済)	A-5(指定済)	B-1(未指定)	B-2(未指定)	B-3(未指定)	C-1(未指定)	D-1(指定予定なし)	D-2(指定予定なし)	
「基本計画」での呼称	①主要堂宇地区、②庫裏地区、③内堀地区、④北側堀・土塁地区、⑤墓地地区	⑨居宅等地区 ⑭角寺地区(一部)	⑩代官屋敷跡地区	⑪堀跡地区、 ⑬農地地区	⑥北堀跡地区、⑦東堀跡地区、⑧北東堀跡地区、⑫堀跡地区(家来三十間地区内の一部)、⑮家来三十間地区(一部)	⑭角寺地区(一部)	⑭角寺地区(一部)	⑯堀跡地区	⑮家来三十間地区(大半)	⑯外堀外地区	⑯外堀外地区	
重要遺構・寺内主要施設の有無 *1	重要遺構あり(本證寺)	重要遺構あり(家老屋敷、宗玄寺)	重要遺構あり(代官・侍屋敷)	重要遺構あり(外堀)	一部重要遺構あり(照護寺、外堀)	重要遺構あり(金龍寺、照護寺)	重要遺構あり(善證寺)	重要遺構あり(外堀)	なし	なし	なし	
土地公有化	×(宗教法人)	×(2022年計画) ○現状保存が困難な場合 *2	○(2022年計画)	○(2022年計画)	×(2022年計画) ○現状保存が困難な場合 *2	×(2022年計画) △(2063年構想) *4	×(宗教法人)	×(2022年計画) △(2063年構想) *4	×	○	×	
史跡整備	○(2022年計画以降も、随時整備)	×(2022年計画) ○(2063年構想) *3	○(おもてなしの場)	○(堀と土塁の復元など)	△(2022年は堀の一部) ○(2063年構想) *3	×(2022年計画) △(2063年構想) *3	×(善證寺の存続)	×(2022年計画) △(2063年構想) *3	×	○(バッファゾーン、駐車場、ガイダンス施設など)	△(ウォーキングコースなどで本證寺領の範囲がわかる工夫)	
現状変更	基本方針	史跡整備を実施する。	2022年計画は現状維持だが、2063年構想で整備を検討。	2022年計画で史跡整備を実施する。	一部整備(2022年計画)現状維持(2063年構想で整備)	現状維持(既存の建物については認める)	現状維持(既存の建物については認める)	現状維持(既存の建物については認める)	埋蔵文化財包蔵地(発掘調査実施)	史跡整備(それまでは現状維持)	埋蔵文化財包蔵地周辺(試掘調査実施)	
	調査	○(整備目的)	○(整備目的)	○(整備目的)	○(整備目的)	○	○	○	○	○	○	
	住宅新築	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	○(重要遺構・寺内主要施設が発見されなければ調査後、工事) * 景観(外装)に注意	×(公園整備計画に支障)	○(必要に応じて発掘調査)
	住宅増改築	×(リフォームまで)(整備のための復元は可能)	×(リフォームまで) * 景観に注意(整備のための復元は可能)	×(買収前はリフォームまで)(整備のための復元は可能)	×(リフォームまで)(整備のための復元は可能)	×(リフォームまで) * 景観に注意(整備のための復元は可能)	△(まず、リフォームまでとするよう依頼) * 景観に注意	△(まず、リフォームまでとするよう依頼) * 景観に注意	△(まず、リフォームまでとするよう依頼) * 景観に注意	○(重要遺構・寺内主要施設が発見されなければ発掘調査後、工事) * 景観(外装)に注意	×(公園整備計画に支障)	○(必要に応じて発掘調査)
	簡易な建築物(車庫、物置)	×(史跡整備の一環としてなら可能)	×(史跡整備の一環としてなら可能)	×(史跡整備の一環としてなら可能)	×(史跡整備の一環としてなら可能)	×(史跡整備の一環としてなら可能)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	○(基礎が深い場合、重要遺構・寺内主要施設が発見されなければ発掘調査後、工事。浅ければ立会調査) * 景観(外装)に注意	×(公園整備計画に支障)	○(必要に応じて発掘調査)
	地形変更	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	×(整備のための復元は可能)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	○(重要遺構・寺内主要施設が発見されなければ発掘調査後、工事) * 景観(外装)に注意	×(公園整備計画に支障)	○(必要に応じて発掘調査)
	木竹植栽	△(史跡整備のなかで扱う)	×(草花、野菜は可能)(史跡整備時は可能)	×(草花、野菜は可能)(史跡整備時は可能)	×(耕作は可能)(史跡整備時は可能)	×(草花、野菜は可能)(史跡整備時は可能)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	△(まず工法変更、遺構に影響が及ばないよう深度、位置変更を依頼。)	○(掘削深度が深い場合、重要遺構・寺内主要施設が発見されなければ発掘調査後、工事。浅ければ立会調査)	×(公園整備計画に支障)	○(掘削深度が深い場合は、発掘調査)
備考		公有化後は三河一向一揆500年の2063年を目標に、市民の気運の高まりにより整備を構想する。			公有化後は三河一向一揆500年の2063年を目標に、市民の気運の高まりにより整備を構想する。		基本的には土地の公有化と整備は考えないが、遺構保存の観点から、状況の変化による対応は必要。		基本的には、土地の公有化を考えない。活用整備計画を推進する場合や、景観に不適切な開発計画には公有化を含めた対応を検討。	整備前には試掘調査必要。結果次第では、計画変更検討。	景観に不適切な建築計画には対処が必要。もし発掘調査の結果、重要遺構相当が発見された場合は、別途協議する。発掘調査などで築地、木戸、茶園の痕跡発見を目指す。	

*1 重要遺構・寺内主要施設：堀と土塁、屋敷地(家老、代官、侍屋敷)、角寺(金龍寺、照護寺、宗玄寺、善證寺)など
*2 当面は現状のままだが、現状保存が困難になった場合は、公有化する。

*3 公有化した場合は、発掘調査などによりオーセンティシティー(真正性)を確保した復元などの活用整備を進め、一般公開する。
*4 活用整備計画を推進する場合や、地下遺構が保存されない場合などは、追加指定および公有地化を検討する。